

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 23日

名古屋市長 様

提出者

住 所 愛知県名古屋市中区丸の内
一丁目17番19号

氏 名 株式会社ピーエス三菱 名古屋支店

執行役員 田原 道和
支 店 長

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

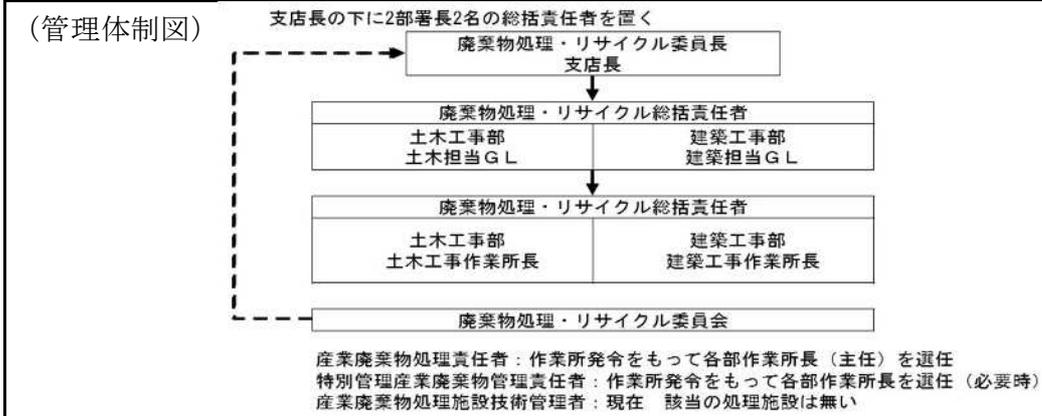
電話番号 052-221-8486

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ピーエス三菱 名古屋支店
事業場の所在地	愛知県名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
計画期間	2024年04月01日 ～ 2025年03月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06：総合建設業
② 事業の規模	元請完成工事高：2,109,100万円（2023年度）
③ 従業員数	121人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃石綿等；埋立もしくは溶解処理 汚泥（有害重金属含有）；無害化→脱水→埋立もしくは造留固化→埋立 水銀使用製品；破碎→熔焼→原料化もしくは破碎→埋立

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	水銀使用製品	特定有害汚泥
	排出量	4 t	200 t
	(これまでに実施した取組) ・包装材・梱包材の簡素化を指導する。 ・工法の改善（汚泥）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害汚泥	
	排出量	5 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・清掃工場の解体工事等で、ダイオキシン類の除去等行っているが、工法の改善により、さらに特別管理産業廃棄物の発生減量を行う。 ・企画、設計及び施工の各段階において検討を行い、メーカーや発注者と事前の調整・提案を行うことで、発生量の削減に取り組む。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・清掃工場の解体工事等で、ダイオキシン類の除去等行い、特別管理産業廃棄物の発生減量を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・清掃工場の解体工事等で、ダイオキシン類の除去等行っているが、工法の改善により、さらに特別管理産業廃棄物の発生減量を行う。 ・企画、設計及び施工の各段階において検討を行い、メーカーや発注者と事前の調整・提案を行うことで、発生量の削減に取り組む。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	水銀使用製品	特定有害汚泥
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害汚泥	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施予定はない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	水銀使用製品	特定有害汚泥
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害汚泥	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 特に実施予定はない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	水銀使用製品	特定有害汚泥
	自ら埋立処分又は海洋処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	水銀使用製品	特定有害汚泥
	全処理委託量	4 t	200 t
	優良認定処理業者への処理委託量	4 t	200 t
	再生利用業者への処理委託量	4 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> 委託基準並びに産廃情報ネット等の情報を参考に、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 又、定期的に処理状況の現地確認を行っている。 		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害汚泥	
	全処理委託量	5 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	5 t	t
	再生利用業者への処理委託量	5 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施予定はない。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		204 t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト取扱い会社を作業所に推奨する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。